平成２３年（フ）第１０５号
宮城県宮城郡利府町花園２丁目23番地２
破産者　株式会社宝信社
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２７号
栃木県大田原市木佐美688番地
破産者　横倉　和男
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第１０号
栃木県那須郡那須町大字豊原甲2520番地、前住所栃木県那須郡那須町大字豊原乙3002番地４
破産者　木賊佳代子
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１７２号
群馬県太田市新田木崎町1432番地５
破産者　株式会社兼商
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１３５号
群馬県桐生市菱町１丁目42番地の１　久保アパートＡ棟、開始決定時の住所群馬県桐生市広沢町６丁目212番地の８
破産者　岩下　　弘
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第９５号
群馬県桐生市広沢町１丁目2932番地の10
破産者　吉田　恵一
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１３６号
群馬県桐生市相生町２丁目595番地の53
破産者　有限会社安孫子商店
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１３７号
群馬県桐生市相生町１丁目602番地の８
破産者　安孫子和雄
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１５７号
群馬県みどり市大間々町大間々2080番地８　サンライフスズキｐａｒｔ２―201号室
破産者　永井　　豊
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第９０号
新潟県燕市燕3080番地37、破産手続開始決定時の住所新潟県燕市燕3395番地81
破産者　遠藤　洋一
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第９２号
新潟県燕市白山町３丁目22番８－４号、破産手続開始決定時の住所新潟県燕市燕3395番地46
破産者　遠藤　香住
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第３４０号
石川県白山市中宮レ10番地
破産者　株式会社山田旅館
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３６３号
三重県四日市市下さざらい町13番10号
破産者　有限会社洋建
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３５９号
三重県四日市市西日野町2881番地
破産者　山中　道久
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第９５９７号
大阪市生野区舎利寺１丁目９番９号
破産者　有限会社ＫＩＮＴＡＲＯＵ
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５９８号
大阪市浪速区難波中３丁目７番８号
破産者　有限会社アンディープラス
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４号
大阪府大東市灰塚４丁目９番40号
破産者　日本エーワンシステム株式会社
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７００号
大阪府豊中市今在家町８番18号
破産者　有限会社クリーニングつるや
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４７号
大阪市中央区淡路町２丁目１番10ユニ船場401号
破産者　有限会社佐渡企画
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９４６号
大阪市西成区松３丁目３番41号
破産者　有限会社安藤電気商会
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９５１号
大阪府東大阪市藤戸新田１丁目６番２号
破産者　株式会社セントラル・エンジニアリング
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９号
大阪府藤井寺市西大井２丁目271番地の１
破産者　有限会社ファクト
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係